

別表十二(八)

19欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	()
特 定 原 子 力 発 電 施 設 の 名 称	1	期首原子力発電施設解体準備金の金額	15
発 電 を 開 始 し た 日	2 昭 平	当期 期 繰 越 額 の 計 算	16
当 期 積 立 額	3	解体費用を支出した場合の 益 金 算 入 額	17
累 積 発 電 電 量 割 合	4	同上以外の場合による 益 金 算 入 額	18
想 定 総 発 電 電 力 量	5	計 (16) + (17)	19
当 期 末 ま で の 発 電 量	6	当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	20
$\frac{(5)}{(4)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	7	差引原子力発電施設解体準備金の金額 (15) - (18) + (19)	21
当 期 末 の 解 体 費 用 見 積 額	8	累 積 限 度 超 過 額 (13)	22
当 期 の 累 積 限 度 額 (7) × $\frac{90}{100}$ × (6)	9	期末原子力発電施設解体準備金の金額 (20) - (21)	23
前 期 の 累 積 限 度 額 (前期の(8))	10	累 積 限 度 超 過 額 (12) - (8)	24
積 立 限 度 超 過 額 (8) - (9)	11	累 積 限 度 超 過 額 (12) - (8)	25
積 立 限 度 超 過 額 (3) - (10)	12	累 積 限 度 超 過 額 (12) - (8)	26
累 積 限 度 超 過 額 (12) - (8)	13	累 積 限 度 超 過 額 (12) - (8)	27
限 度 超 過 額 合 計 (11) + (13)	14	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(24))	28

19欄

原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している
場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の54第1項」

②区分番号に、「10196」

③適用額欄に、当該別表十二(八)19欄の金額(円単
位)
を記載してください

別表十二(八) 平二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分